

川崎市H I V・梅毒即日検査・相談業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

H I V・エイズや梅毒の早期発見及び感染予防を図るため各区役所保健所支所で、無料・匿名のH I V・梅毒等の検査・相談を実施しています。平成30年1月18日厚生労働省告示第9号「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」にて、検査・相談体制の充実が推奨されており、事業の外部委託により、受検者の検査・相談機会を確保し、早期発見及び普及啓発を図ることを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 件名

川崎市H I V・梅毒即日検査・相談業務委託

(2) 内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和7年3月31日

(4) 契約上限額

13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部課

川崎市健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当（担当：河野）

住所：川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎13階

電話：044-200-2439

3 提案資格

当該業務に係る受注を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業者委託有資格業者名簿の業種「21 医療関連業務」又は「99 その他業務」に登録されていること。なお、登録申請中である場合は、提案内容の審査及び評価に当たって行うヒアリング（8(1)参照）実施日までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

4 契約締結までの日程（予定）

募集開始	令和6年1月22日（月）
参加意向申出書提出締切	令和6年1月31日（水）17時必着
参加資格確認結果の通知	令和6年2月1日（木）
質問締切	令和6年2月5日（月）12時必着
質問への回答	令和6年2月6日（火）
提案書類提出期限	令和6年2月14日（水）17時必着
提案書等に関するヒアリング	令和6年2月20日（火）
審査結果通知	令和6年2月下旬
契約締結	令和6年4月1日（月）

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（様式1）を提出しなければなりません。

(1) 提出期限

令和6年1月31日（水）17時必着

(2) 提出場所

2(5)に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者に対しては、提案資格の確認の結果を令和6年2月1日（木）までに提案資格確認結果通知書（様式2）により通知します。「参加意向申出書」に記載のある連絡担当者 E-mail 宛て電子メールで送付する予定です。

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けたものが、提案を辞退する場合は、辞退書（第3号様式）により届け出なければなりません。

(5) 提案資格の喪失

(4)により通知を受けたものが資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書及び行われた提案は無効とします。

ア 「3 提案資格」を満たさないこととなったとき

イ 参加意向申出書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき

ウ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

6 関連情報を入手するための照会窓口等

本業務等に関する質問がある場合は次によりお問い合わせください。

(1) 照会窓口

2 (5)に同じ

(2) 受付期限

令和6年2月5日(月) 12時(必着)

(3) 照会方法

持参又は郵送とします。なお、持参の場合は事前連絡の上、9時から17時までの間にお越しください(ただし、12時から13時を除く。また、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)。指定様式の質問書(様式4)での照会のみ受け付けます。

(4) 質問に対する回答

公平を期すため、質問内容と合わせ、回答をすべての提案者に対し令和6年2月6日(火)までに電子メールで送付します。

7 当該業務に係る企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提案者は、期日までに次の書類を各10部提出してください。書類作成に当たっては「9(1) 評価項目及び着眼点」を参照してください。

ア 提案書

(ア) 様式は自由とします。A4版・15ページ以下で作成してください。

(イ) 提案に先立ち貴社のHIV・梅毒即日検査業務に関する実績及び貴社の強みを説明するとともに、それらが本業務にどのように活かせるのかを説明してください。

(ウ) 年間スケジュールを図示してください。

イ 見積書

(ア) 様式は自由とします。

(イ) 見積額とその積算の根拠を示し、企画提案内容と整合性が取れたものとしてください。

ウ 会社概要

(ア) 会社概要(様式5)を使用してください。

(イ) 「職員数」については、正社員及びそれに準ずる社員数を記入してください。(臨時職員は含みません。)

(ウ) 「業務実績」には、過去3年以内の同種又は類似の業務について記入してください。なお、川崎市から受託した業務がある場合は、同種、類似の業務に限らず記入してください。

(2) 留意事項

実施に係る費用については、原則として契約上限額の範囲内に含めることとしますが、本業務に有効と考える手法の実施にあたり、契約上限額を超えて費用が必要な場合はその旨を明記してご提案ください。

(3) 提出期限

令和6年2月14日（水）17時（必着）

(4) 提出場所

2(5)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送とします。なお、持参の場合は事前連絡の上、9時から17時までの間にお越しください（ただし、12時から13時を除く。また、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）。

(6) 留意事項

ア 書類作成・提出に伴う費用は、提案者の負担とします。

イ 提出いただいた提案書等は返却しません。

8 提案内容の審査及び評価方法

評価にあたり、提案書等について30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を実施いたします。

(1) 日時

令和6年2月20日（火）を予定しています。時間は後日指定します。

(2) 場所

川崎市役所1301会議室（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎13階）

(3) ヒアリング当日の留意事項

ア 事前に提出した提案書（紙媒体）を使用して説明してください。PC・スクリーン等を使用しての説明はできませんのでご了承ください。

イ 本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。

(4) 評価結果の通知

評価結果については、結果通知書（様式6）にてすべての提案者に通知します。

9 提案内容の評価基準

次に定める評価項目及び着眼点に基づき、提案書の書類審査及びヒアリングにより評価を行います。企画提案選定評価シート（様式7）を用い、評価項目ごとに採点します。

(1) 評価項目及び着眼点

ア 情報収集力・現状分析力

(ア) 全国及び川崎市におけるH I V・エイズや梅毒等の性感染症の発生動向についての情報収集及びデータ等に基づく分析ができているか。

(イ) (ア)を踏まえ、全国及び市の状況・課題を理解した上で、事業に対する考え方が明確に示されているか。

イ 企画力

(ア) 検査を開催するにあたり、受検者を獲得する工夫はあるか。

(イ) 実施効果が得られる提案となっているか。

ウ ノウハウ・専門力

(ア) 検査・相談業務の実施にあたり、相応のノウハウを保有しているか。

(イ) H I V検査要確認検査者及び梅毒検査陽性者の対応に必要な専門知識や経験を有しているか。

(ウ) 検査陰性者に対して、効果的な予防介入が期待できるか。

(エ) 検査希望に付随する相談に対して対応するために必要な専門知識を有しているか。

(オ) 受検者及び相談者の人権や社会的背景に配慮できるか。

エ 実行力

スケジュール、実施手法、人員等が実現可能な内容となっているか。

オ 業務への積極性

業務に対する取組姿勢に積極性があるか。

カ 関連事業の受託実績

過去3年間における同種又は類似業務の受託実績は豊富か。

キ 提案内容と見積額の整合性

提案内容と見積額の整合性が取れているか。

(2) 評価点

各項目5点を満点とし、「優秀：5点、良好：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点」と点数化して評価するものとします。

なお、「9(1)イ 企画力」「9(1)ウ ノウハウ・専門力」の2項目については、重点項目として、集計時にそれぞれ2倍するものとします。

(3) 受託候補者の特定

すべてのプレゼンテーション終了後、各委員が評価を行い、最も高い合計点を獲得した提案者を受託候補者として特定します。

(4) 評価が同点となった場合の措置

合計点が同点となった場合は、「9(1) ウ ノウハウ・専門力」及び「9(1) イ 企画力」の項目の合計点数（満70点）が高い提案事業者を特定事業者とします。それでも同点の場合は、見積金額の低い提案事業者を特定事業者とします。見積金額も同額の場合は、くじで特定事業者を決定します。

(5) 留意事項

ア いずれかの評価項目において「劣る」となった提案者については、受託者として特定しないものとします。

イ 提案者が1者のみであっても審査は実施し、全ての評価項目が「やや劣る」以上となった場合、当該提案者を受託候補者とします。

10 その他

(1) 本件に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則によります。川崎市契約規則を含む契約関係規程は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

(2) 要請手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(3) 契約書の作成を要し、作成及び提出に要する費用は受託者の負担とします。

(4) 契約保証金について、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(5) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。

(6) 本業務における一切の成果物は、全て委託者に帰属します。

(7) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の下承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。